

2020年8月31日

イヤホンガイド回数券約款

株式会社イヤホンガイド

第1条【目的】 本約款は株式会社イヤホンガイド(以下「当社」といいます)が発行販売する以下に定義する『イヤホンガイド回数券』に関して規定するものです。利用者が「イヤホンガイド回数券」を使用する場合には本約款が適用されます。

第2条【定義】 イヤホンガイド回数券を利用するには、本規約に同意の上、購入する必要があります。なお、本規約の全部または一部を同意いただけない場合は、利用できません。本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

- ① 券： 券名「イヤホンガイド回数券」当社発行の回数券で、あらかじめ購入した本券をもって、イヤホンガイド実施の各公演においてイヤホンガイドまたはその他のサービスの提供を受けることができる機能を有するもの。(以下「券」といいます)
- ② 利用者： 券を正当に保有する方であって、当社の定める方法で券を使用する方
- ③ サービス等： 利用者がイヤホンガイド等専用受信機で利用できるレンタルサービスおよび権利等

第3条【申し込み資格】 イヤホンガイド受付において、購入を申し出た方。

第4条【利用可能な公演】 取扱いができる公演の有無は、当社ホームページにてご覧いただくことができます。

第5条【券の購入】

- ① 券の購入は、現金で行うものとします。
- ② 券の購入は、各劇場イヤホンガイドカウンターにて所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、その他安全管理上やむを得ない事由により、券の購入ができない場合があります。

第6条【券の取扱い】

- ① 利用者は、違法、不正または公序良俗に反する目的で券を使用することはできません。
- ② 利用者は、券の破壊を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらず券の複製を試みるなど、そのような行為に加担および協力してはなりません。
- ③ 利用者は、当社が許可した場合を除き、第三者への転売を禁じます

第7条【券の使用】 利用者は、券を購入し、またはサービスの提供を受ける際に、所持する券の枚数の範囲内で利用することができます。

第 8 条【券使用後の取り扱い】 利用者は、券の使用後、券使用の原因となる取引の無効が判明し、または当該取引の取消し、解除が行われた場合であっても、券の払い戻しができないことをあらかじめ承諾するものとします。

第 9 条【券の使用中止等】 当社が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなく券の使用を全面的または部分的に中止することがあります。

- ① 券(利用者の保有か否かを問わない)が偽造、変造もしくは不正作出されたとき、またはその疑いのあるとき。
- ② 券(利用者の保有か否かを問わない)が不正使用されたとき、またはその疑いのあるとき。
- ③ 破損、摩擦等により印字が読み取れないとき。
- ④ 利用者による券の使用が本約款に違反し、または違反するおそれのあるとき。
- ⑤ その他やむを得ない事由が生じたとき。

前項の券の全部または一部の使用中止により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。

利用者は、券が偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、券を使用できません。この場合、利用者は当社の指定する方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出された券を提出するものとします。

第 10 条【券の紛失、盗難等】 券の紛失、盗難その他の事由(偽造、変造、不正作出等)により未使用のご利用可能台数が 紛失し、または第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第 11 条【券の再発行】

- ① 券を紛失した場合、もしくは盗難されたばあいでも、返金または再発行はいたしません。
- ② 券や券の機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、有効期限が判読可能な場合に限り、当社の判断により、新しい 券と交換することができるものとします。その際、当社は新しい券と交換で旧券の引渡しを求めることができます。なお、新しい券の発行にあたっては返金対応はいたしません。

第 12 条【換金の原則禁止】 券のご利用可能台数の換金はできません。ただし、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社 の都合により券の取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に券を保有する方は当社に対して券のご利用可能台数相当の代替措置を求めることができるものとし、当社は所定の方法によりご利用可能台数を確認したうえで、代替措置を執るものとします。その際、券は当社に引き渡すものとします。

第 13 条【券の有効期限】券の有効期限は、ご購入から 5 年となります。有効期限後はその券は無効となり、ご利用可能台数相当金額の返金はしないものとします。券の有効期限を過ぎた場合、当社は、当社の都合により本券を無効とすることができます。

第 14 条【利用資格の取り消し】当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者の券の利用資格を取り消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず当該利用者に対し券の使用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

- ① 本約款に違反した場合。
- ② 券の使用に関し、自らまたは第三者を利用して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害した場合。
- ③ 券が犯罪に使用されている、または使用された疑いがあると当社が判断した場合。
- ④ その他利用者の券の使用状況等から、券の利用者として不適格と当社が判断した場合。

第 15 条【券の取扱い終了等】

- ① 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、または当社の都合等その他の事由により、券の取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対してホームページへの掲載、その他当社所定の方法で事前に告知するものとします。
- ② 利用者は、前項の告知を受けたときは速やかに、未使用のご利用可能台数について第 12 条但し書きによる代替措置の手続を行うものとします。なお、当社は同条の手続を行うにあたり、当社所定の手続期間を設けるとともに、その期間経過後は、返金等の対応はいたしません。

第 16 条【約款の変更】当社は、当社の判断において予告無く本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合、当社のホームページにおいて変更後の約款を当社所定の期間掲示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、変更後の約款が適用されるものとします。

第 17 条【合意管轄裁判所】利用者は、本約款に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所とすることにあらかじめ同意します。

附則

本約款は、令和 2 年 9 月 1 日から適用します。